

多面的機能支払交付金の 活動の手引き

広域活動組織用

（複数集落で構成される活動組織は、
必要に応じて本手引きも参照してください。）

農業は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これにより、農業の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

この手引きは、地域の皆さんが「多面的機能支払交付金」を活用して活動に取り組んでいただけるよう、計画の策定、活動の実施、活動の報告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

農業の有する多面的機能



目 次

改正のポイント、手引きの見方	3
多面的機能支払交付金の構成	4
手続の概要	5
I 広域活動組織の設立、事業計画の作成	
1 広域活動組織の設立のねらい	6
2 広域活動組織の規模及び構成員	7
3 広域協定書（案）の作成	8
4 広域協定運営委員会規則（案）の作成	17
5 事業計画（案）の作成	23
6 活動計画（案）の作成	25
7 工事に関する確認書の締結	47
8 長寿命化整備計画書の作成	48
9 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）	50
10 設立委員会の開催	51
11 広域協定運営委員会の開催	52
II 事業計画の認定	53
III 交付金及び概算払いの申請	55
IV 活動の実施、記録	
1 活動の実施	56
2 活動の記録	57
3 金銭出納簿	66
4 財産管理台帳	74
V 活動の報告	
1 報告の流れ	78
2 実施経過報告書の作成	84
3 実施状況報告書の作成	87
4 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）	97
VI 地域資源保全管理構想	98
VII 活動項目番号表	106

令和7年6月改訂のポイント

令和7年6月版の手引きにおいては、主に以下の変更に伴い、記載内容を変更しました。

変更箇所は、「R7変更点」等赤字で明記しています。

- ・制度変更とそれに伴う様式変更
- ・事務負担軽減のための様式変更

併せて、書類作成や活動の実施の参考となるよう、記載例及び留意事項の充実を図っています。

手引きの見方

各項目の内容

- ・各項目の内容を記載しています。

各種様式を記入する際の留意事項等を記載しています。

参考情報

参考例、〇〇等の参考情報を記載しています。

注意すべき不適切な実施例

不適切な事例を記載しています。

会計検査関係指導

会計検査において指摘のあった内容に関することを記載しています。

多面的機能支払交付金の構成

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

(1) 地域資源の基礎的な保全活動 ※以下は活動例



水路の泥上げ



農道の路面維持



施設の点検



年度活動計画の策定

(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・外来種の駆除、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 ※以下は活動例

① 施設の軽微な補修



ひび割れの補修



農道の部分補修

② 農村環境保全活動



外来種駆除



生きもの調査

③ 多面的機能の増進を図る活動

(2) 施設の長寿命化のための活動 ※以下は活動例



未舗装農道の舗装



素堀り水路からの更新



手続の概要

組織の設立から事業計画の認定まで

広域活動組織

① 広域協定書（案）等の作成

対象地域の設定、構成員の取りまとめを行い、組織の設立に必要な協定書などの案を作成します。
⇒詳細は8ページ～

② 事業計画書（案）の作成

組織が取り組む事業計画の案を作成します。
⇒詳細は23ページ～

③ 活動計画書（案）の作成

組織が取り組む活動計画の案を作成します。
⇒詳細は25ページ～

④ 設立委員会の開催

広域協定運営委員会の設置等について議決を得ます。
⇒詳細は51ページ

⑤ 広域協定運営委員会の開催

広域協定書、運営委員会規則、事業計画等の案について委員の合意を得て決定するとともに、広域活動組織を設立します。
⇒詳細は52ページ

(都道府県・市町村向け記述)
各都道府県で市町村への
申請期限等を記述してください。

⑥ 事業計画の申請

市町村長に事業計画書等を提出し、認定の申請を行います。

〇〇〇〇
市町村

【申請期限】
6月30日まで

⑦ 事業計画の認定の通知

市町村長から事業計画の認定通知書が送付されます。

交付金の交付申請から報告まで

広域活動組織

③ 活動の記録

交付金を活用し、認定を受けた事業計画及び活動計画に基づいて活動を実施します。
また、日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。
⇒詳細は56ページ～

④ 報告書類の作成

毎年度、活動計画に定めた事項の実施状況を取りまとめます。
⇒詳細は78ページ～

① 交付金の申請

市町村長に交付申請書を提出します。

〇〇〇〇
市町村

② 交付決定・支払

交付決定通知が送付されます。その後、概算払請求により交付金が支払われます。

【申請期限】
〇月〇日まで

⑤ 実施経過報告（みどり加算のみ）

市町村長に実施経過報告書などを提出します。

〇〇〇〇
市町村

⑥ 確認結果の通知

必要に応じ、確認結果が通知されます。

【報告期限】
1月31日まで

⑦ 実施状況報告

市町村長に実施状況報告書などを提出します。

〇〇〇〇
市町村

⑧ 確認結果の通知

必要に応じ、確認結果が通知されます。

【報告期限】
〇月〇日まで

I 広域活動組織の設立、事業計画の作成

多面的機能支払交付金を活用した活動を行うためには、活動組織又は広域活動組織を設立する必要があります。

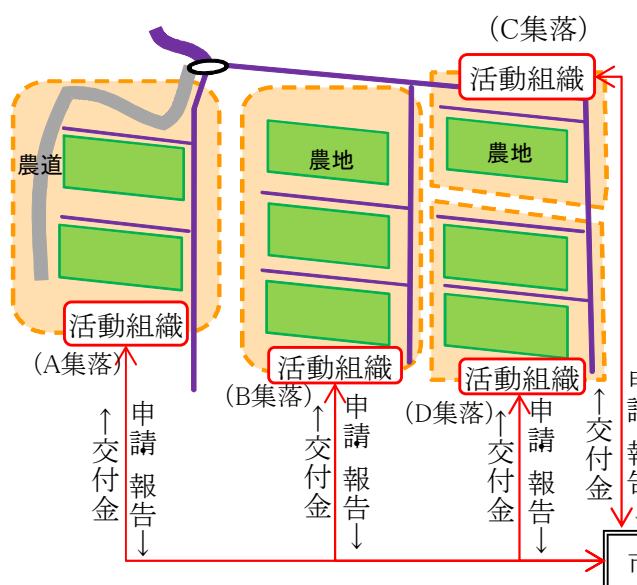
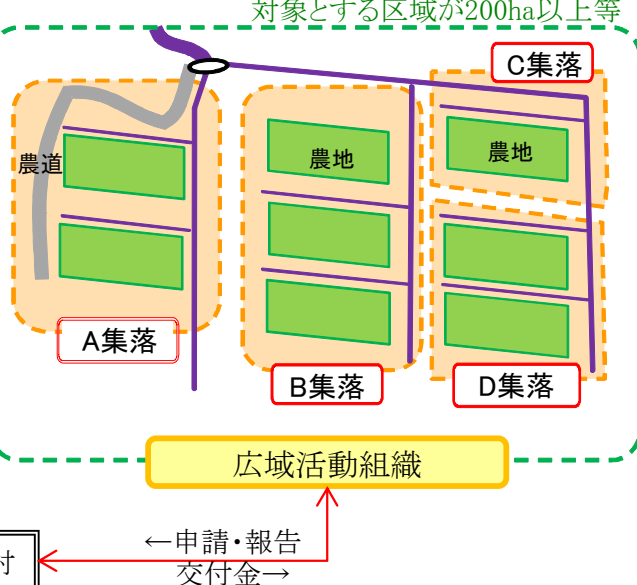
1 広域活動組織の設立のねらい

- ・ 広域活動組織は、旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落又は活動組織（以下「集落等」という。）、NPO法人、地域の関係団体等の間で広域協定（※）を締結し、市町村長の認定を受けた組織です。
- ・ 次ページに示す規模で、複数の集落から構成される組織や集落等の代表者により意思決定を行う組織は、原則として、広域活動組織を設立して活動に取り組みます（その他の場合も、取組面積や組織形態に応じて、広域活動組織を設立することが可能です）。

※「広域協定」とは

地域の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を図ることを目的として、集落等、その他関係者との間で締結する協定のことです。

活動組織と広域活動組織の対比

集落毎に活動組織を 設立する場合	広域エリアにおいて広域活動組織を 設立する場合
 (A集落) 活動組織 (B集落) 活動組織 (C集落) 活動組織 (D集落) 活動組織 市町村 申請 報告 交付金	 対象とする区域が200ha以上等 A集落 B集落 C集落 D集落 広域活動組織 市町村 ←申請・報告 交付金→
①A～Dの各集落等がそれぞれ事務手続きを実施 ②組織の規模によっては、地域住民との交流活動や多面的機能の増進を図る活動等の実施のハードルが高い。	①A～Dの各集落等の申請、報告等の事務手続きを一括して行えるため事務負担が低減 ②組織の規模が大きくなることで、単独組織では実施のハードルが高い、地域住民との交流活動や多面的機能の増進を図る活動を進めやすくなる。

(都道府県・市町村向け記述)
都道府県が定める要綱基本方針において、条件不利地域等における規模要件(50ha以上(都府県の場合)又は3集落以上)を別途定める場合は、その旨修正してください。

2 広域活動組織の規模及び構成員

(1) 規模

- 事業計画の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上（北海道にあっては3,000ha以上）を有する場合は対象となります。

(2) 構成員

- 広域協定に参加する者によって構成されます。
- 団体の場合は、その団体の中で、活動組織の構成員となることを合意・決定した上で参加してください。

農地維持支払交付金

- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される広域活動組織

資源向上支払交付金

○共同活動

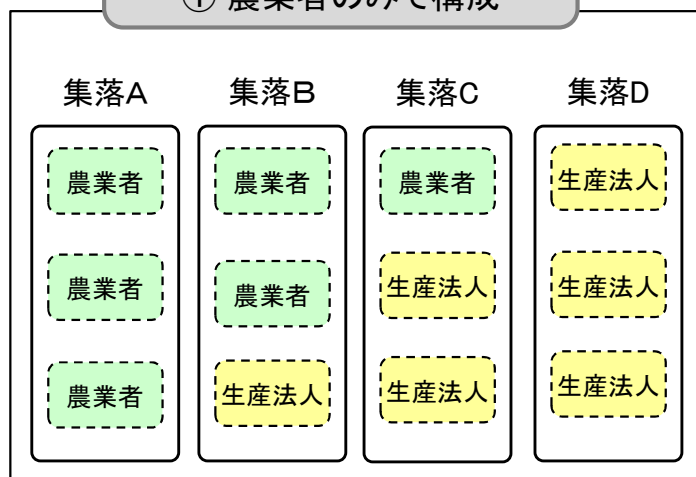
農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される広域活動組織

○施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化

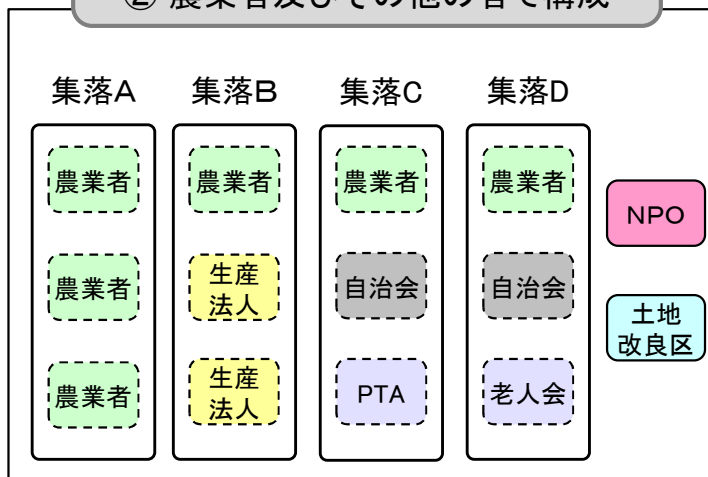
農地維持支払交付金と同様の広域活動組織

広域活動組織の構成例

① 農業者のみで構成



② 農業者及びその他の者で構成



3 広域協定書(案)の作成

- ・ 広域協定は、地域の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を図ることを目的として、集落等、その他関係者との間で締結するものです。広域協定では、協定の対象となる区域や活動内容、構成員の役割分担等を定めます。

(別記5-1)

別記5-1は、協定書の記載例です。
必要に応じて追記等してください。

市町村長の認定を受けた後に記入します。

〇年〇月〇日認定

〇〇市長〇〇〇〇

〇〇〇〇広域協定書(例)

資源向上活動(共同)を実施する場合のみ記載します。

(目的)

第1条 この協定は、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)に基づき、農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに水路・農道等の施設の長寿命化のための活動に関する事項を協定することにより、地域資源の保全管理と環境の保全を図ることを目的とする。

資源向上活動(長寿命化)を実施する場合のみ記載します。

(名称)

第2条 この協定は、〇〇〇〇広域協定と称する。

(協定の対象となる区域、農用地及び施設)

第3条 この協定の対象となる区域、農用地及び施設は、別紙図面及び別表に定めるとおりとする。

(協定の締結)

第4条 この協定は、前条に定める協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を行う集落及びその他の団体の合意により締結する。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第4条の規定に代え、以下の内容の規定としてください。

第4条 この協定は、前条に定める協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を行う集落の構成員及びその他の団体の合意により締結する。

(続き)

協定の有効期間は、原則、5年間とします。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、〇〇市長の認定のあった日から令和〇年〇月〇日までとする。

(活動及び事業)

第6条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる活動及び事業を行うものとする。なお、実践活動等の際には、安全な活動(作業前の危険箇所の確認・共有など)に努めるものとする。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第6条中の「集落」を「集落の構成員」に置き換えてください。

- (1) 農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動(農地維持支払交付金に係る活動)
 - (2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動(農地維持支払交付金に係る活動)
 - (3) 施設の軽微な補修のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 - (4) 農村環境の保全のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 - (5) 多面的機能の増進を図る活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 - (6) 水路・農道等の施設の長寿命化のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 - (7) その他の事業
 - ① 農地の区画拡大・汎用化等を図る事業
 - ② 〇〇〇〇を図る事業
- 2 前項の活動及び事業の実施に際しては、それぞれ計画を策定する。

実施する活動内容に応じて、不要な記述を削除してください。

農地維持支払交付金の交付を受けない場合は、以下の第7条の規定を追加してください。

(基礎的な保全活動の実施)

第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、様式第1-3号「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書」のⅠの2に定める農用地及び対象施設において、同活動計画書の別紙1のⅡの3の(1)の点検・計画策定及び実践活動を実施するものとする。

なお、施設の長寿命化のための活動のみを実施する場合は、上記下線部分を「同活動計画書の別紙1のⅡの3の(1)の点検・計画策定及び実践活動並びに同活動計画書の別紙1のⅡの3の(2)の1)の機能診断・計画策定」に置き換えてください。

(続き)

(協定参加集落及び団体の役割)

第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体の役割分担は次のとおりとする。

集落・団体等	役 割
〇〇集落	・各集落区域内の農用地、水路、農道等の基礎的な保全管理活動の実施。
〇〇集落	・地域資源の適切な保全管理のための推進活動の実施。
〇〇集落	・施設の軽微な補修のための活動の実施。
〇〇集落	・農村環境の保全活動の実施。
〇〇集落	・多面的機能の増進を図る活動の実施。
〇〇集落	・水路等施設の長寿命化のための活動の実施。
〇〇集落	・〇〇〇〇〇 (畦畔・農地法面の草刈り等の活動は、個々の農業者が実施。)
〇〇土地改良区	・協定の事務局として全体の調整を図る。
	・参加集落及び団体と連携して〇〇地区の施設のリスク管理と機能保全のための全体構想を策定。
	・参加集落が取組む農地周りの水路等の長寿命化対策への技術指導。
	・上記の全体構想に基づく、支線水路の補修・更新等を実施。
	・〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇団体	・〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇 (農業経営体)	・〇〇〇〇〇〇〇 (注) 地域全体を経営している農業経営体を位置付けることも可能。

土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、土地改良区を協定の参加団体に加えて協定を締結してください。

2 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、その分担業務の実施に関し、常に事故や災害の発生防止に努めるものとし、当該業務が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、当該集落又は団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

(協定参加集落及び団体間の協力)

第8条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するために、相互に協力するものとする。

- 2 協定参加集落及び団体は、その分担業務に関し、協定の履行に影響を及ぼす事態が発生する恐れのあるときは、直ちにその旨を第9条に定める運営委員会に報告するものとする。
- 3 前項の場合、運営委員会は参加集落及び団体間の業務分担の変更など適切な措置を講じるものとする。
- 4 活動の実施に伴い、協定参加集落及び団体間で施設の管理区分の変更を行う場合は、所要の手続きに沿って処理するものとする。

(続き)

(運営委員会)

第9条 この協定の運営に関する事項を処理するために、〇〇地域広域協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、協定に参加する集落及びその他団体の代表をもって構成する。

3 委員会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

会計 1名

監査役 1名

4 役員は、委員の互選により選出する。

5 会長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

6 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。

7 会計は委員会の経理に関する業務を処理する。

8 監査役は委員会の会計の監査を行う。

9 この協定に規定するもののほか、本協定の運営について必要な事項は、委員会規則において、これを定めるものとする。

(工事の施行に関する条件)

第10条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、協定参加集落及びその他の協定参加団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 市が管理する施設に関し、協定参加集落及びその他の協定参加団体が実施する工事によって生じた工作物等は、市に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ市と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類(例:設計書、平面図、構造図等)の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、市の指示を受けるものとする。

3 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事に当たって詳細な工事内容について市に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、市に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、市にその旨を報告するものとする。

土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記第10条第2項、第3項中の「市」を「市町村又は土地改良区」に置き換えてください。

(協定内容の変更及び廃止)

第11条 この協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加集落及びその他の協定参加団体全員の合意をもってその旨を定め、これを市長に申請して認定を受けるものとする。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第11条の規定に代え、以下の内容の規定としてください。

第11条 この協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加集落の構成員及びその他の協定参加団体全員の合意をもってその旨を定め、これを市町村長に申請して認定を受けるものとする。

附則

上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、その1通を〇〇市長に提出し、他の1通を運営委員会会長が保管し、その写しを協定参加集落及びその他の協定参加団体の代表が保管する。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記附則の規定に代え、以下の内容の規定としてください。

附則 上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、その1通を〇〇市町村長に提出し、他の1通を運営委員会会長が保管し、その写しを協定参加集落の構成員及びその他の協定参加団体の代表が保管する。

(別記5-1 別紙)

協定に参加する集落又は活動組織向け

〇〇〇〇広域協定参加同意書

令和 年 月 日

〇〇〇〇広域協定

運営委員会会長 〇〇 〇〇 殿

参加集落(活動組織) A集落
所在地 〇〇県〇〇市〇〇
代表者 多面 太郎

参加同意書については、集落又は活動組織において合意形成した上で、取りまとめてください。

当集落(活動組織)については、〇〇〇〇広域協定に参加することを同意します。

記

1. 協定の対象となる農用地

協定農用地					備考
地目	田	畑	草地	計	
面積	4,600 a	900 a	a	5,500 a	

「協定農用地」には活動を実施する農用地面積を記入してください。

対象農用地(農地維持支払交付金)					備考
地目	田	畑	草地	計	
面積	4,600 a	900 a	a	5,500 a	

「対象農用地」には、交付金の算定の対象となる農用地面積を記入してください。

		対象農用地(資源向上支払交付金)							備考
		地域資源の質的向上を図る共同活動				施設の長寿命化のための活動			
地目	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計	
面積	4,532 a	868 a	a	5,400 a	4,532 a	868 a	a	5,400 a	

2. 協定の対象となる施設

施設	水路	農道	ため池	
数量	13.4 km	8.5 km	箇所	

集落又は活動組織の代表者の他に、広域活動組織運営委員会の委員を選定する場合は、当該構成員の備考欄に「運営委員会委員」と記載してください。

3. 協定参加集落(活動組織)の構成員^{注1}

① 農業者の個人又は団体^{注2}

番号	氏名	住所	備考
1	多面 太郎	〇〇県△△市〇〇	運営委員会委員
2	多面 花子	〇〇県△△市〇〇	
-			

行が足りない場合は追加してください。

② 農業者以外の個人

番号	氏名	住所	備考
5	多面 A子	〇〇県△△市〇〇	
-			

③ 集落内の農業者以外の団体(婦人会、老人会他)^{注3}

番号	団体名・代表者	住所	備考
6	〇〇自治会・多面 三郎	〇〇県△△市〇〇	
7	〇〇女性会・多面D美	〇〇県△△市〇〇	
-			

4. 構成員人数

農業者	個人として参加	番号	分類	構成員人数・団体数
		1	農業者個人	人
		2	農事組合法人	団体
		3	営農組合	団体
農業者以外	個人として参加	4	その他の農業者団体	団体
		5	農業者以外個人	人
		6	自治会	団体
		7	女性会	団体
	団体として参加	8	子供会	団体
		9	土地改良区	団体
		10	JA	団体
		11	学校・PTA	団体
		12	NPO	団体
		13	その他の農業者以外団体	団体

番号欄には、「4. 構成員人数」(左)の分類番号から当てはまる番号を選択して記入してください。

番号別に集計してください。(パソコンで入力する場合、自動で集計されます。)

注1: 番号欄は、「4.構成員人数」の表中の分類番号から選択する。
注2: 「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。
注3: 集落(活動組織)の代表者の他に、広域協定運営委員会の委員を選定する場合は、当該構成員の備考欄に「運営委員会委員」と記載する。

協定に参加する農業(経営)者(※)向け
※「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地
において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体

(続き)

(別記5-1 別紙)

〇〇〇〇広域協定参加同意書

令和 年 月 日

〇〇〇〇広域協定

運営委員会会長 〇〇 〇〇 殿

所在地 〇〇県〇〇市〇〇

氏名 〇〇 〇〇

私、〇〇〇〇は、〇〇〇〇広域協定に参加することを同意します。

記

1. 協定の対象となる農用地

協定農用地					備考
地目	田	畑	草地	計	
面積	2,500 a	300 a	a	2,800 a	

「協定農用地」には活動を実施する農用地面積を記入してください。

対象農用地(農地維持支払交付金)					備考
地目	田	畑	草地	計	
面積	2,500 a	300 a	a	2,800 a	

「対象農用地」には、交付金の算定の対象となる農用地面積を記入してください。

	対象農用地(資源向上支払交付金)								備考
	地域資源の質的向上を図る共同活動				施設の長寿命化のための活動				
地目	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計	
面積	2,500 a	300 a	a	2,800 a	2,500 a	300 a	a	2,800 a	

2. 協定の対象となる施設

施設	水路	農道	ため池	備考
数量	km	km	箇所	

注1: 農業経営者を協定に位置付ける場合は、本様式を使用し、必要箇所を記載する。

(続き)

(別記 5 - 1 別紙)

協定に参加する団体向け

各団体における所定の手続きを経てから提出してください。

〇〇〇〇広域協定参加同意書

令和 年 月 日

〇〇〇〇広域協定

運営委員会会長 氏 名 殿

団 体 名 NPO法人〇〇〇
所 在 地 〇〇県〇〇市〇〇
代 表 者 〇〇 〇〇

当団体については、〇〇〇〇広域協定に参加することを同意します。

記

1. 団体の設立目的

〇〇〇することを目的とする。

2. 団体の設立年月日

令和〇年〇月〇日

3. 協定における役割

参加集落が取り組む多面的機能の増進を図る活動に係る技術的指導を行う。

4. 構成員人数

計	農業者	農業者以外
	15 人	15 人

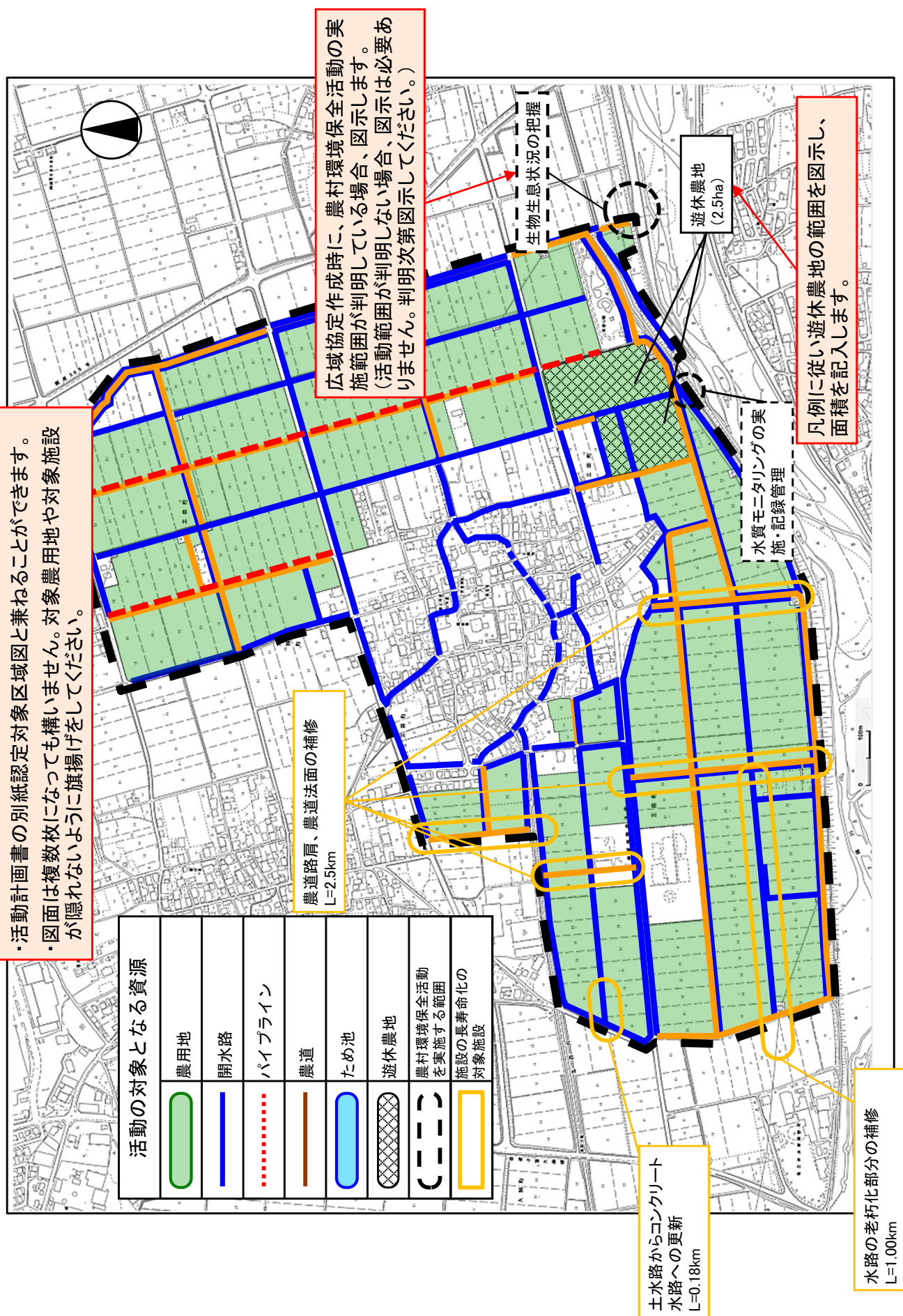
団体の構成員のうち、広域活動組織の共同活動に参加する者の人数を記載します。

(別紙)

組織名:○○○○広域協定

- ・活動範囲の判別が可能な図面を添付します。(詳細な図示は必要ありません)
- ・活動計画書の別紙認定対象区域図と兼ねることができます。
- ・図面は複数枚になっても構いません。対象農用地や対象施設が隠れないように旗揚げをしてください。

活動の対象となる資源	
	農用地
	開水路
	パイプライン
	農道
	ため池
	遊休農地
	農村環境保全活動を実施する範囲
	施設の長寿命化の対象施設



(別表)

協定対象農用地及び施設

1. 協定の対象となる農用地

参加同意書に記載されている農用地面積を集計します。

地目 集落	協定農用地			
	田	畑	草地	計
A集落	4,600 a	900 a	a	5,500 a
B集落	3,500 a	500 a	a	4,000 a
C集落	2,000 a	300 a	a	2,300 a
合計	22,530 a	1,920 a	a	24,450 a

地目 集落	対象農用地(農地維持支払交付金)			
	田	畑	草地	計
A集落	4,600 a	900 a	a	5,500 a
B集落	3,200 a	480 a	a	3,680 a
C集落	1,800 a	250 a	a	2,050 a
合計	22,530 a	1,920 a	a	24,450 a

地目 集落	対象農用地(資源向上支払交付金)							
	地域資源の質的向上を図る共同活動				施設の長寿命化のための活動			
	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計
A集落	4,532 a	868 a	a	5,400 a	4,532 a	868 a	a	5,400 a
B集落	3,200 a	480 a	a	3,680 a	3,200 a	480 a	a	3,680 a
C集落	1,800 a	250 a	a	2,050 a	1,800 a	250 a	a	2,050 a
合計	22,312 a	1,880 a	a	24,192 a	22,312 a	1,880 a	a	24,192 a

2. 協定の対象となる施設

参加同意書に記載されている施設の数量を集計します。

集落(活動組織)	水路	農道	ため池
〇〇〇	13.4 km	8.5 km	箇所
△△△	12.2 km	6.2 km	箇所
□□□	10.8 km	4.1 km	箇所
合計	47.7 km	25.5 km	箇所